

令和4年11月30日
地域振興部スポーツ振興課

区立スポーツ施設における新たな料金体系について

1 興行利用のための新たな料金体系

(1) 目的

区では江東区スポーツ推進計画に基づき、トップチームと連携協定を締結しており、今後これらの協定団体が興行（営利目的）のためにスポーツ施設を利用する機会が増加することが見込まれる。

現在、興行を理由とする利用料の増額規定は夢の島総合運動場の一部にしか規定されていないため、他の区立スポーツ施設においても当該料金体系を規定し、将来的な需要にも幅広く対応できるよう整備する。

(2) 新たな料金体系の項目

入場料その他これに類する料金を徴収して施設を利用する場合

(3) 他区の状況

規定あり 12区（中央、港、台東、品川、目黒、大田、世田谷、杉並、北、葛飾、墨田、江戸川）

規定なし 10区（千代田、新宿、文京、渋谷、中野、豊島、荒川、板橋、練馬、足立）

2 屋外スポーツ施設の夜間利用料金の変更

夜間照明設備を備える一部の屋外スポーツ施設では、夜間の利用料と時間が条例で定められており、夜間利用料にはあらかじめ照明代金が含まれている。

しかし、時季によっては夜間利用時間が日没時間と合致しておらず不具合が生じているため、夜間利用料から照明代金分を削除し、同額を付帯設備利用料として設定する。

3 条例の改正

下記の条例改正案を令和5年第1回区議会定例会に提出する。

- ・江東区区民体育館条例
- ・江東区営運動場条例
- ・江東区夢の島総合運動場条例
- ・江東区営プール条例

4 施行予定日

令和5年7月1日